

広島県における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について(令和5年度)

合理的配慮の提供(法第7条第2項関係)

所管所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
1 スポーツ推進課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		-	障害者スポーツのイベントで手話通訳者を配置した。
2 スポーツ推進課	施設利用		肢体不自由		-	イベント会場に車椅子で来られる障害者用に車椅子用駐車スペースを確保した。
3 スポーツ推進課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		手話通訳者の手配希望	スポーツ知事表彰式で手話通訳者を配置した。
4 県民活動課	イベント・フォーラム		視覚		特に要望はなかったが、保護者から本人は学校ではルーペ・単眼鏡を使用していると聞いた。	文字を拡大した資料を配付した。段差がわかりづらい箇所に白テープを貼り、つまづかないようにした。
5 雇用労働政策課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			令和5年度障害者合同面接会(広島労働局との共催)の開催にあたり、障害を持つ求職者に対し、手話通訳者2名と要約筆記者1名(計3名)を配置した。
6 特別支援教育課	会議・研修		聴覚・平衡機能		広島県免許法認定講習(特別支援学校教育)の受講に係り、手話通訳の希望があった。	広島県手話通訳派遣委員会に手話通訳者の派遣を依頼し、講習内容等の手話通訳を行った。
7 警察本部	イベント・フォーラム		肢体不自由		自由席(無料)とのことですが、歩行障害があるので、障害者席などの配慮をお願いしたい。	警察音楽隊主催の演奏会において、可搬式座席を撤去し、車椅子利用者が来場した際に利用可能なスペースとして確保し、同スペースの直近に障害者(介助者含む)席を用意した。

合理的配慮の提供(法第7条第2項関係)

所管所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
8 警察本部	施設利用		肢体不自由		運転免許にかかる講習の車いすでの受講及び身障者用車両での受講	東部運転免許センターでの受講希望のため、身障者用車両を東部運転免許センターに搬送した後、補助員を運用し実施。
9 警察本部	施設利用		内部障害		持病が悪化する恐れがあるため集合教養を行うことができないので単独で実施して欲しい。	病気のため集合教養を受けることができない旨の診断書を提出してもらった上で個別実施。
10 警察本部	施設利用		発達障害		パニック障害で、人が多いところだとパニックになってしまう可能性がある。	親子室を利用し、他の受講生と離れた場所での受講を申出の都度実施。
11 警察本部	窓口対応		聴覚・平衡機能		免許更新で来たが、耳が聞こえない。案内してほしい。	手話講習を受講した警察官が手話等により案内を実施した。
12 警察本部	窓口対応		肢体不自由		免許関係で来庁した際、足が不自由である旨を申し出た。	車いすの設置(1階受付1台) ・障害者本人の申出により車いすを貸し出し、移動の補助を行った。 ・車いすでの来庁者に移動の補助を行った。
13 警察本部	窓口対応		聴覚・平衡機能		遺失拾得関係で来署したが、耳が聞こえないため窓口勤務員等とやりとりができない。	手話通訳資格のある職員による手話で届出の受理等行い、耳が聞こえない来庁者を支援した。

合理的配慮の提供(法第7条第2項関係)

所管所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
14 公務員課	雇用・就業		聴覚・平衡機能		障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験第1次試験において、手話通訳希望者がいた。	試験当日、手話通訳者を配置し、受付対応、試験説明、その他の随時説明での手話通訳を行った。
15 公務員課	雇用・就業		視覚		障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験第1次試験において、拡大文字による受験希望者がいた。	拡大文字による出題を行った。
16 公務員課	雇用・就業		視覚			障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の受験案内及び申込書の印刷において、紙は白色の上質紙、文字色は濃緑色を使用し、文字と背景で色の明るさに差をつけた。
17 公務員課	雇用・就業		視覚			障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の受験案内において、点字版を作成した。